

自分の土地を自分の経営する会社に無料で使わ せたら何か税務上の問題があるでしょうか?

「土地の無償返還に関する届出書」を提出しな いと権利金の認定課税の問題が生じます。



土地には権利金を払う習慣があるが、権利金や相当の地代(更地価格の6%程度)を支 払わずに**無償で借りた場合、「借主は貸主から借地権をもらったもの」**とみなされるた め、借主には権利金相当額の受贈益が計上され税金を課されることになる。

→これを権利金の認定課税と呼ぶ。

これを回避する方法

土地の無償返還の届出書を税務署に提出する

【メリット】

- *借主は権利金の認定課税を回避できる
- *貸主は所得税の負担が軽減される
- *貸主の「相続税評価額」を減額できる

【デメリット】

- *借主である法人の純資産価格が上がる
- * **手続きに手間**がかかる

【注意点】

- *貸主か借主**どちらかが法人**であること
- * 権利金等の収受がないこと
- *土地を無償返還する旨を**賃貸借契約書**に記載
- * 地代は「**固定資産税等の2~3倍以上** |

(無償でも良いがその場合は土地の相続税評価額は減額されない)

土地の無償返還に関する届出書 土地の賃貸借契約書 届出 土地の賃貸借契約 将来無償で土地を返還 権利金や特別利益の授受なり 土地の所有者 法人(同族会社)

社長が自ら所有する土地を法人に使わせるのはよくあることですが、権利金などの 契約条件や所定の届出書の提出といった手続きをおろそかにしていると思わぬ税負 担が発生してしまう危険性があります。しかし、地代の水準や賃貸借契約書の記載 内容などは難解な部分も多いので専門家に相談・確認してもらう様にしましょう。

税理士紹介ペ-

弊所に所属する 税理士一覧です。





電話・面接相談

横浜相談所(横浜スカイビル20階)

新宿相談所(新宿三井ビル33階)

相続税評価額に影響

TEL: 03-3344-3301 Mail: ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間09:30~17:30

東京日本橋相談所(ビジネスエアポート日本橋内)

編集担当:戸田陽子